

からだのとしよかん通信

2020年10月号

病気について知りたいあなたに、分かりやすい医学情報を集めました。
 外来棟2階の「からだのとしよかん」をご利用ください。娯楽書もあります。
 今号は、介護保険制度、入院支援センター、検査の基準値について紹介します。

介護保険制度について

地域連携・相談支援センター

病気や、治療の副作用などで体調が悪い日が続くと、今までできていたことができなくなったりして、日常生活にお手伝いが必要になることがあります。そんな時、生活に必要な福祉の用具を借りることや、ホームヘルパーなどから身の回りのことをお手伝いしてもらうことができます。

今回は、患者さんのお体の状態に合わせて在宅などで利用することができる介護保険制度について紹介します。

介護保険が対象になる方は？

- 65歳以上で要介護・要支援状態の方
- 40歳以上～65歳未満で16種類の特定の病気により要介護・要支援状態の方

申請に必要なものは？

- 介護保険被保険者証（ない場合は、健康保険証と印鑑）
- マイナンバーのわかる書類
- 手続きに行かれる方の身分証明



介護サービスを利用するまでの手続きの流れは？

1. 申請窓口で申請の手続きをします

市区町村の介護保険の窓口、地域を担当する地域包括支援センター、お近くの居宅介護支援事業所で手続きをします。

2. 要介護認定を受けます

- ①認定調査員が自宅などを訪問し、体の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。また、主治医に病気の状況などについて意見書を作成してもらいます。
- ②訪問調査の結果と主治医の意見書を基に、介護認定審査会で審査を行い、どのくらいの介護が必要か判定します。
- ③申請してから30日以内に、市区町村から認定区分の結果（非該当、要支援1・2、要介護1～5）が通知されます。

3. 利用したい介護(予防)サービスを相談します

- ①認定結果に合わせて、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所でどんなサービスをどれくらい利用するか相談し、介護(予防)サービス計画を作成してもらいます。
- ②介護(予防)サービス計画に基づいて、サービスを利用します。利用するための負担額は、利用するサービス費用の1～3割負担です。

※認定区分の結果が出る前にサービスの利用が必要な方は、結果が出る前でも暫定的にサービスを開始することができます。

利用できるサービスは？

※介護の認定区分により、利用できないサービスや利用回数に制限があります

《施設入所サービス》	特別養護老人ホーム、老人保健施設などの入所
《居宅訪問サービス》	ホームヘルプサービス、訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリテーションなどの利用
《短期入所サービス》	ショートステイの利用
《通所サービス》	デイサービス、通所リハビリテーション（デイケア）などの利用
《その他》	福祉用具の貸与・購入費支給、住宅改修費の支給など

在宅での療養生活を心配なく安心して過ごしていただけるように、地域連携・相談支援センターではいろいろなご相談をお受けしています。介護保険の申請やサービスの内容について、もう少し詳しくお知りになりたい方は、気軽にお声がけください。



がんセンター新潟病院では2017年に「入院支援センター」を開設いたしました。患者さんが安心して入院生活を送り治療を受けられるように、入院から退院までのトータルなケアを提供し、患者さん・ご家族の不安軽減を図る目的で設置されました。

既にご利用された方も多くいらっしゃると思いますが、入院から退院までのスケジュールや必要物品、注意事項について入院前に説明をする部署です。当院は毎日1000人ほどの患者さんが外来を受診され、年間約10,000人の方が入院されます。患者さん一人一人が安心して入院し、治療を受けられるように、外来、入院、退院、転院、在宅医療やかかりつけ医との連携など一貫した支援ができるように心がけ、関連部署と連携を取りながらサポートしています。当センターでは看護師、事務員、栄養士、ソーシャルワーカーなど多職種が連携し患者さんに対応をしています。最初に看護師がお話を伺い、生活状況を確認します。お聞かせいただいた様々な情報から適切な入院治療が受けられるように入院病棟に情報を提供します。また、退院に向けての支援が必要か判断します。入院支援センターでは相談員の研修を終了した看護師も在籍しているので、様々なご相談をすることができます。ご相談の内容によっては、緩和ケア看護師や臨床心理士、相談支援センターソーシャルワーカーなど専門職種におつなぎさせていただき、患者さんの困りごとが解決するようにお手伝いをします。

患者さんにより良い医療を提供するために、入院支援センターをこれからもよろしくお願いいたします。



【入院支援センターでの業務内容】

- ◆入院生活や手術の流れ、スケジュールについて説明
 - ◆生活環境の確認（日常生活、福祉・介護サービスの利用状況、今後の必要性）
 - ◆内服薬の確認
 - ◆食事や薬剤のアレルギー確認
- など

検査の基準値について

生化学検査室

病院では採血や採尿によって様々な検査が実施されています。基準値とはその数字が正常なのか異常なのか、治療が必要かなどの判断に使う数値です。これには大きく1 **基準範囲**と、2 **病態識別値(カットオフ値)**があります。

1 基準範囲（正常範囲）

健常者の集団を測定しその分布から、両側2.5%を除き、95%が入る検査値の範囲です。（図1）例えば、血糖の基準値は70~100mg/dL、尿酸（男）は3.4~7.8mg/dLなどです。

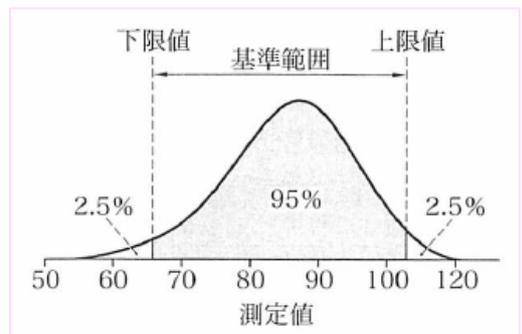


図1 基準範囲
(臨床検査法提要 改訂第34版 2015. 金原出版より引用)

2 病態識別値(カットオフ値)

疾患の診断、治療、予後を判断するための数値です。ある疾患について、疾患を持っている人と持っていない人を検査すると、その分布が重なる領域がでてきます。その中で目的に対して最も適切な数値をカットオフ値として選択します。

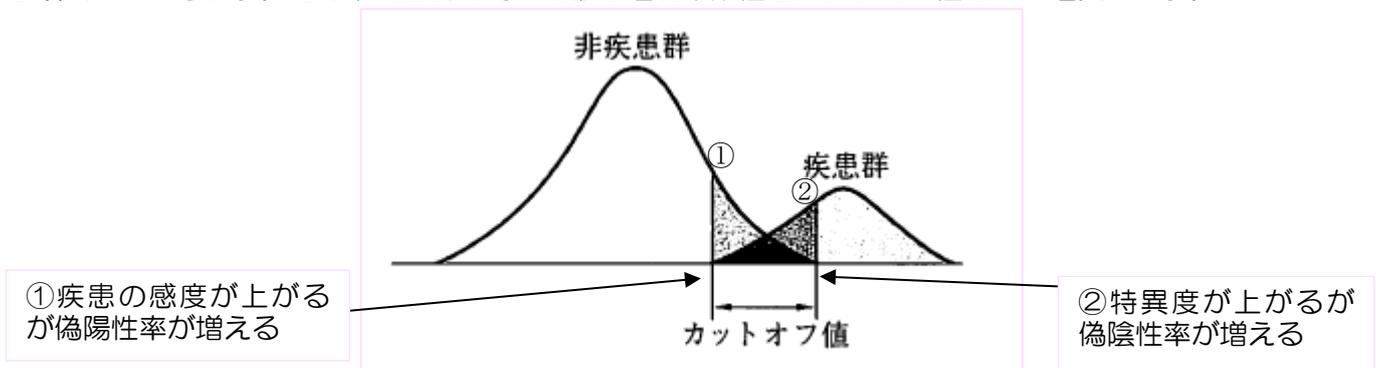


図2 カットオフ値（引用は図1と同じ ①②を追加）

図2で、カットオフ値を①に設定した場合、陽性者を検出する割合が増えますが、本来疾患ではない人が陽性となる割合（偽陽性率）が増えます。一方、②に設定した場合、疾患でない人を正しく判定する割合が増えますが、逆に疾患を見逃す割合（偽陰性率）が増えます。前者の性質を感度、後者を特異度といい、検査方法の精度の指標になっています。実はこの重なる領域の割合は種々の検査方法や試薬によって異なります、重なる部分が少ないほど偽陽性や偽陰性が少なく診断精度の良い方法になります。